

産 業 建 設 委 員 長 報 告

令和5年12月19日

今期定例会において、産業建設委員会に付託を受けました議案5件について、その審査の経過と結果をご報告申し上げます。

まず、議案第123号 西都市市民広場の設置及び管理に関する条例の一部改正についてであります。

本案は、国鉄妻駅跡広場の廃止に伴い、所要の整備を行うものであります。

本案については、種々質疑の後、別段異議なく、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第124号 西都市土地改良歴史資料館の設置及び管理に関する条例の一部改正についてであります。

本案は、開館日の変更に伴い、所要の整備を行うものであります。

本案については、種々質疑の後、別段異議なく、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、審査の過程において、ある委員より、

「来館者数が減少したことにより休館日及び開館時間を変更するものとのことである。事情は理解できるが、当歴史館が顕彰している江戸時代に灌漑用^{かんがい}水事業を成し遂げた児玉久右衛門の業績は西都市の農政にとっても重要なことである。そのボランティア精神等は長く引き継ぐべきである。市内外の児童・生徒に広く知ってもらうために教育委員会と連携していただき、教育面において利活用を検討いただくとともに、北部においては観光客向けの施設がないので、商工観光課ともこの場所を利用できないかを含め前向きに検討して欲しい。」

との意見・要望がなされました。

次に、議案第142号、令和5年度西都市一般会計予算補正（第7号）について本委員会に付託された部分についてであります。

歳出につきまして主なものは、商工費に西都原ガイダンスセンターこのはな館再整備事業費などの予算が計上されています。

本案については、種々質疑の後、別段異議なく、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、審査の過程において、ある委員より、

「西都原ガイダンスセンターこのはな館再整備事業について、国のデジタル^{でんえん}田園都市国家構想交付金を活用し整備することには賛成であるが、多くの市民の皆さまから相談や不安の声が寄せられている。事業を進めるにあたってはこのはな館の現就労者の方、物産出品の方、このはな館運営委員会、指定管理者の一般社団法人西都市観光協会の方々と、皆さまが納得いくまで協議していただきたい。また、改修期間が1年近くに及ぶため、改修されない駐車場の一部に仮設の販売所を設けたり、東屋を利用してのお弁当の販売やキッチンカーを配備して景観と軽食を楽しんでもらうことなど、閉館中に市外や県外からおいでいただいたお客様へのおもてなしについて検討していただきたい。」との意見・要望がなされました。

次に、議案第146号、令和5年度西都市簡易水道事業会計予算補正（第3号）についてであります。

本案は、配水給水費など、総額317万5千円を増額補正しようとするものであります。

本案については、種々質疑の後、別段異議なく、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第151号、西都市土地改良歴史資料館の指定管理者の指定についてであります。

本案については、種々質疑の後、別段異議なく、採決の結果、全会一致を

もって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で報告を終わります。よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。